

令和2年7月17日  
水産庁

漁港漁場整備法に基づく漁港施設等の占用許可等に係る  
家賃支援給付金の審査実務における取扱いについて  
(ガイドライン)

1. 水産庁は行政機関である。
  
2. 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第25条の規定に基づく漁港管理者である都道府県知事又は市町村長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を含む。以下「漁港管理者」という。）が、管理する漁港の漁港施設又は漁港区域内の水域及び公共空地（以下「漁港施設等」という。）について、自ら土地又は建物を直接占有し、事業のために使用及び収益するものであって、その土地又は建物の使用及び収益を継続的に行おうとする者に対して、法第34条の規定により定められた漁港管理条例に基づき行う占有又は使用の許可（以下「占有許可等」という。）は、以下の全ての要件を含むため、令和2年度補正予算に基づき措置された「家賃支援給付金」の給付審査において、給付対象となる土地・建物賃貸借契約に相当すると考えられる。
  - ① 漁港管理者は、申請者に対し、漁港管理者が利用権限を有する漁港施設等について、使用及び収益する許可を与えていること。  
なお、漁港区域内の水域の占有許可とは、事業者が漁港区域内の一定の水域の占有許可を受けて、当該水域に浮き桟橋を設置する等により事業を行う場合であり、これは土地の賃貸借契約に相当すると考えられる。
  - ② 申請者は、漁港管理者に対し、漁港施設等の使用及び収益の対価として、占有料又は使用料（以下「占有料等」という。）を支払う債務を負っていること。
  - ③ 申請者は、漁港管理者に対し、占有許可等の期間満了時に漁港施設等を返還する義務を負っていること。
  
3. 上記2. の占有許可等に基づき支払われる金銭のうち、家賃支援給付金給付規程第5条の定める「賃料等」に相当する金額は、以下の金額とする。
  - ・ 漁港管理条例に基づく占有許可書等に記載された「占有料等」の月額相当分の額

4. 申請者は、以下の要件を満たす場合には、上記 2. の占有許可等であると判断し、別紙宣誓書を占有許可書等の写しに添付の上、上記 3. の金額を給付申請することができる。

- ・ 添付書類として提出される書面は、当該漁港施設等を管理する漁港管理者（地方自治法第 155 条第 1 項の規定に基づく支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所を含む。）が交付した占有許可書等で当該漁港管理者の印が付されていること
- ・ 占有料等の支払いを証する書面が添付されていること（領収証、通帳の写し等）

以上